

令和6年4月1日 改訂

指定居宅介護事業者支援事業 運営規定

医療法人社団 恵仁会
セントマーガレット病院

指定居宅介護事業者支援事業運営規定

- 第1条 事業の目的
- 第2条 運営の方針
- 第3条 事業者の名称等
- 第4条 職員の職種、員数及び職務内容
- 第5条 営業日及び営業時間
- 第6条 同意と契約
- 第7条 居宅介護支援事業の内容及び利用料等
- 第8条 通常の事業の実施地域
- 第9条 虐待防止に関する事項
- 第10条 身体拘束
- 第11条 その他運営についての留意事項

(事業の目的)

第1条 医療法人社団恵仁会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者が適切な居宅サービス事業者による適正なサービスの提供が受けられる様調整することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 管理者は、事業所の介護支援専門員、居宅サービス事業者及び関係行政機関との調整を図るものとする。介護支援専門員は要介護者の必要とする居宅サービスが提供できる様調整する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする
3. 相談は、相談室（別紙図面参照）に於いて行うものとし、その秘密の守秘を保つものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 セントマーガレット病院

所在地 千葉県八千代市上高野450

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名 介護支援専門員 3名以上（内1名管理者兼務）

管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、居宅介護支援事業のサービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。（但し年末年始 12/30～1/3 を除く）

営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(同意と契約)

第6条 内容、手続きの説明及び同意と契約

1. サービス提供の開始に際し、運営規程の概要

- 重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、契約を締結する。
2. 利用者の受給資格の確認（被保険者証の有無）

（居宅介護支援事業の内容及び利用料等）

- 第7条
1. 指定居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、利用料の額等は、厚生大臣の定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは、その額は徴収しない。
 2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う為に要した交通費は、その実費を徴収する
 3. 利用者、関係者等でサービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の原案を作成する
 4. 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整を行い、医療と介護の連携を強化し、必要な情報を共有して適切なケアマネジメントを実施する

（通常の事業の実施地域）

第8条

通常の事業の実施地域は、八千代市、佐倉市、習志野市、印西市、四街道市、千葉市花見川区(一部)、船橋市(一部)、白井市とする。

（虐待防止に関する事項）

- 第9条
1. 居宅介護事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底すること
 - (2) 虐待防止のための指針を整備すること
 - (3) 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修を実施すること
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とすること
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置

2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第10条 居宅支援事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する

ため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする

（その他運営についての留意事項）

- 第 11 条
1. 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
 2. 居宅介護支援事業所は、事業所全体のサービス内容検討や、情報交換のために定期的に運営会議を開催すること。
 3. その規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団恵仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 4. 介護支援専門員 1 人当たりの担当利用者数は、法令に定めた数とする。
 5. 個人情報取り扱いのためガイドラインを遵守し、適切に取り扱う。記録の整備・保存を継続
 6. 事故発生時の対応、苦情処理等について迅速かつ適切に対応する。
 7. 事務所は虐待の発生又は再発防止するため従業者に周知徹底する。又虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合速やかに保険者に通知する。
 8. 非常時の体制で早期に業務再開を図るため、業務継続計画を策定する。
 9. 事業所は感染予防及び蔓延防止のため、病院内の感染症委員会と連携し、対応を実施する。
 10. 重要事項説明書、運営規定の概要・体制を事業所の見やすいところに掲示する。

【付則 平成 12 年 4 月 1 日 制定】
平成 14 年 4 月 1 日 改訂
平成 18 年 4 月 1 日 改訂
平成 24 年 3 月 1 日 改訂
平成 25 年 6 月 1 日 改訂
平成 25 年 10 月 1 日 改訂
令和 3 年 4 月 1 日 改訂
令和 6 年 4 月 1 日 改訂